様式第１号（第７条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年度様式

**補助金交付申請書**

申請書の提出日を記載。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　　　　所  （お住まい） | （〒　　　　-　　　　　） |
| 団　体　名  （法人の場合） |  |
| 氏　　　　名  （法人は役職・代表者名） | （フリガナ） |
|  |
| 連　絡　先 |  |

神 戸 市 長　宛

申請者の氏名（通称名をお持ちの場合は併記）を記載（申請者が法人の場合は代表者名）

申請者が法人の場合は法人名（申請者が個人の場合は記載不要）

申請者のお住まいを記載。（申請者が法人の場合は法人の所在地）

下記補助金の交付について，申請します。なお，本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約します。また、市が、補助金の交付に必要な範囲内において課税当局等の関係機関へ照会及び情報提供することおよび、補助対象建物の除却前後の写真を普及啓発等に活用することを承諾します。

以後の押印は申請書と同じ印影を使用すること。（法人の場合は、申請者の肩書と一致させること。）

解体する家屋の地番（登記簿等を参照）を記載する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の名称 | 神戸市老朽空家等解体補助事業 | | | | | | | | |
| 老朽空き家等の所在地 | （地番を記載） | | | | | | | （住居表示を記載） | |
| 補助事業の期間 | 着手予定 | | 年　　　　月 | 完了予定 | | | 年　　　　　月 | | |
| 建物の状況・用途  解体する建物の用途、構造等を記載 | 棟数 | □ ①敷地内に建物は１棟だけである（「倉庫」・「離れ」などの他の建物は全くない）□ ②敷地内に建物が複数棟ある（「母屋」・「離れ」・「倉庫」など） ※１ | | | | | | | |
| 配置図（上記②の場合のみ提出） | | | | | 有　　　・　　　無 | | | |
| 工作物の除却計画書（提出必須） | | | | | 別添のとおり | | | |
| 登記床面積又または課税床面積の合計　※２ | | | | | ㎡ | | | |
| 建築時期 | | | | | 年　　　　　　月 | | | |
| 空き家になった時期 | | | | | 年　　　　　　月 | | | |
| 主な腐朽・破損箇所　（チェックした箇所の写真を提出してください）  □屋根・軒・庇　　□外壁　　□バルコニー・屋外階段　　□基礎・土台・柱・梁  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| 用途・戸数（建物の用途にチェックを入れて、その戸数を記入してください）  □戸建て（　　）戸　□長屋（　　）戸　□共同住宅（　　　）戸　□非住宅（　　）戸 | | | | | | | | 合計  （　　 　）戸 |
| 見積書の金額 | 円　（税込） | | | | | | | | |
| □　申請者は暴力団員等ではありません  □　国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていません  □　当該空き家は、宗教活動、政治活動に資するものではありません  □　当該空き家は文化財・景観重要建造物等ではありません  □　当該空き家は、耐震改修等の工事費補助を受けていません  解体後の跡地利用予定にチェック | | | | | 解体後の土地の活用の予定について  □ 売却（建売含む）　□　建替え  □ 駐車場　　　　　　　□　資材置き場  □ 検討中　　　　　　　□　地主へ返還  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| ブロック塀を解体する場合、ブロック塀が以下のすべての項目に該当する場合はチェックをお願いします。  □ すべて該当　（①道路に面している　②高さが80㎝以上（４段以上）ある　③ひび割れ等がある） | | | | | | | | | |

※１ 敷地内に所有する建物（住宅や倉庫など）が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。

（ただし、自己居住用と賃貸用住宅など用途が異なれば建物ごとに申請ができる場合があります。）

※２ ・建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれかに記載の面積を記入してください。（いずれの資料もない場合は「―」と記入してください。）

・解体する別棟の新耐震建物（1981年6月1日以降に着工した建物）の面積は含めないでください。